法律相談

8月の無料市民相談

とき・担当 27日金 = 岡田

秀樹弁護士 9時30分~12

定員 7人 申し込み順

申し込み 8月2日 目から 市役所 1 階市民相談所で内

容を話して相談券を受け取 ってください。来られない

場合はご相談ください。 夜間心配ごと相談 とき 10日火 18時~20時

内容 家庭、離婚、相続、 金銭貸借などの問題

■32-6111 内線2121

1階)

直接市民活動センターへ 詳細 市民相談所(市役所

時(1人20分程度)

 \odot

健

康

暮らし

税金

(3)

催し・講

座

•

スポー

ツ

費となり

まの

おすの超えた額が

高額療養

保

|険証

毎月勤労統計調(の査 お願

国民健康保険の お知らせ

●国民健康保険証の郵送方法 10月の保険証更新から簡易書留 での郵送を希望される方は申し 込みが必要です。申し込みのな い方は、普通郵便で送付します。 すでに申し込みされている方は 中し込み方法 ●窓口(市役所 での申し込み = 保険証を持参し、 備え付けの申込み = 保険証を持参し、 での申し込み = 保険証の記号・番 号、住所、世帯主の氏名、電話 を記入 ●郵送での申し込み(を記入 ●郵送での申し込み(下053 8722 旭町4丁 日5番6号 国保課 電話で の申し込みは不可。簡易書留は の申し込みは不可。簡易書留は

.

*

福

害児福祉

||独手当につい| |特別児童扶養・

て

入院の場合 国保が発行する「 大院の場合 国保が発行する「 ります ります ります ります いで自己負担限度額までの窓口支払となります いで自己負担額を支払った場合 は、申請に必要な物=保険証、領収 書、世帯主の預金口座番号が分 でとなり、医療機関の支払いが一 をなり、医療機関の支払いが一 となり、医療機関の支払いが一 となり、医療機関の支払いが一 となり、医療機関の支払いが一 となり、医療機関の方とき、自己 自担限度額のみを窓口で支払う 方法です。医療機関の方とさ、自己 自己自担限度額のみを窓口で支払う 方法です。医療機関の同意のう え、国保課で手続きが必要です

ますの

でおっ

おり

いて

表1 70歳未満 自己負担限度額(月額) 区分 3回目まで 150,000円 +(総医療費 上位所得者 - 500 000円)×1% 80 ,100円 +(総医療費 -267,000円)×1% 住民税非課税世帯

4回目以降 (注) 83 400円 44 400円 35 400円 24 600円

(注)過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以 上あった場合の4回目以降の限度額。

区分についてはお問い合わせください

別電扶養手当の申請 別の3月31日までの児童(一定 初の3月31日までの児童(一定 が次のいずれかに該当する方。 ただし、公的年金受給者(老齢 にだし、公的年金受給者(老齢 にだし、公的年金受給者(老齢 を養育し、その児童 を生計を別にしている。 を生計を別にしている。 を生計を別にしている。 ないで生まれた 大目は5千円加算、3人目以降 は3千円加算、3人目以降 は3千円加算、3人目以降 が次のいずれかに該当する方。 ないで生まれた で生まれた でが変により支給額は減額により をされます の方にも児童扶養手当が支給されます の方にも児童扶養手当が支給されます の方にも児童扶養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給額は減額になり は3千円加算、3人目以降 の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給されます の方にも児童技養手当が支給額は減額になり する児童を養育している方。 の方にも児童大養手当が支給されます 市役所 1 階の市民相談所で は、平日の8時45分から17 不明または一定程度の障が1の 東または拘禁されている ●母が1年以上遺 乗または拘禁されている ●母が1年以上遺 乗または拘禁されている ●母が1年以上遺 を給額 月額4万1千22円(2 を対象 月1月分の支給額は減額になり を対象 身体や精神に該当している方は、期限までに申請すると要件に該当している方は、期限を行りを給されます。 中請期限 11月分の支給は12月です 申請期限 11月30日までに支給を を対象 身体や精神に法律に定める る程度の障がいがある20歳未満の別童を養育している方 の児童を養育している方 を対象 身体や精神に法律に定め る程度の障がいがある20歳未満の所 です 中間 1級障害児(重度)=月 を対象 月額3万3千80円 の時間にはです を対象 月額4万1千22円(2 を対象 月分から支給されます の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の児童を養育している方 の別で書児(重度)=月

時15分まで心配ごと相談を 受け付けています。秘密は 厳守します。

総務省行政相談所 会場 市役所 2 階談話室

国の行政全般についての相談 とき 毎月第1月曜日(祝 日の場合は翌週) 詳細 市民自治推進課 **32-6152**



あなたの会社を広報とまこまい でPRしてみませんか?

15~24頁 1枠 42,000円(税込み) 28頁 1枠105,000円(税込み) 申し込みは下記の広告代理店へ ご連絡ください

●北日本広告社
^{苫小牧営業所} **a**0144-36-7751

要約筆記入門講座受講者募集

継続の届け出はお早めに 児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当 を障害児福祉手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当 を受給してから5年以上経過 する方は「児童扶養手当一部支 場合は手当が支給されなくなったり、支払期日から2年を提出してください。提出がない 場合は手当が支給されなくなったり、支払期日から2年を経過 でご注意ください。提出がない 提出期限 必要書類と印鑑を持 参し、児童扶養手当の現況届は 8月31日火まで、特別児童扶養 手当と障害児福祉手当の所得状 別届は9月10日金まで

8月23日~9月13日 毎週月曜日 計4回 いずれも10時~15時 ところ 市民活動センター 料金 1,000円 開講日納入 定員 10人程度 申し込み順 申し込み 8月10日火まで 苫小牧要約 筆記通訳サークル「つたえーる」 ■82 5164 詳細 市社会福祉課 ■32 6356

●(32)636 で支援課

により支給制限を受けることがあります 時介護が必要と認められた20歳時介護が必要と認められた20歳 時介護が必要と認められた20歳 未満の児童 支給額 月額1万4千級円 大満の児童 大満の児童

わせください 各要件がありま 玉 **❸** 保 課 32 2 4 2 32

8

表2 70~74歳 自己負担限度額(月額) 外来 (個人単位) 外来+入院 (世帯単位) 80 ,100円 +(総医療費 44 ,400円 - 267 ,000円)×1% 現役並み所得者 4回目以降44 400円 44 400円 一般 12 ,000円 低所得 24 600円 图000,8 低所得 15 .000円 低所得 ・ に該当する方が入院する場合に、自己負

担限度額、食事代について適用を受けるには、病院窓口

で「限度額適用・標準負担額認定証」の提示が必要です

197 74歳の方 70~74歳の方 70~74歳の方 同じ月(1日~月末)の医療機関ごとの個人の自己負担限度額は表2となりますの自己負担限度額を超える場合は、申請により超えた額を支給します(申請により超えた額を支給しま申請により超えた額を支給します(申請に必要な物=保険証、世帯主の預金口座番号が分かるもの) 70~74歳の方 (手続きに必要な物=1

広告

広告

広報とまこまい 平成22(2010)年・8月

広報とまこまい 平成22(2010)年・8月